

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月1日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第15号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年香川県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用除外職員)	(適用除外職員)
第2条 略	第2条 紿与条例第9条の4第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 略	(1) 国、他の地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員
(2) 職員の扶養親族たる者（給与条例第8条に規定する扶養親族で給与条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員	(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（給与条例第8条に規定する扶養親族で同条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第2号に掲げる住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
(職員の所有に係る住宅に準ずる住宅)	(職員の所有に係る住宅に準ずる住宅)
第3条 紿与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、次に掲げる住宅とする。	第3条 紿与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、次に掲げる住宅とする。
(1) 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅	(1) 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅
(2) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅	(2) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅
(3) その他人事委員会が定める住宅	(3) その他人事委員会が定める住宅
(世帯主)	(世帯主)
第4条 紿与条例第9条の4第1項第2号の「世帯主」とは、主としてその	第4条 紿与条例第9条の4第1項第2号の「世帯主」とは、主としてその

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号に規定する職員宿舎及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては当該適用、職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあっては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

収入によって世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は1親等の血族若しくは姻族である者（以下「配偶者等」という。）とが共有している住宅（人事委員会がこれに準ずると認める住宅を含む。）に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第4条の2 給与条例第9条の4第1項第3号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号に規定する職員宿舎及び同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条の3 給与条例第9条の4第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては当該適用、職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあっては当該復帰。次条において同じ。）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第4条の4 給与条例第9条の4第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する異動又は公署の移転の直前の住居であったその所有に係る住宅（第3条に規定する住宅を含む。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅に同号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住しているものとする。

(届出)

第5条 新たに給与条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、第1号様式又は第2号様式により、その居住の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 略

第5条 新たに給与条例第9条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、第1号様式又は第2号様式により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 略

第1号様式（第5条関係）

所属長印		住居届（職員居住用）	
届け出事由 □新規 □支給要件の喪失 □転居 □その他 □契約関係の変更（更新を含む。） □家賃額の改定 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/>			
左記事実の発生年月日 年 月 日 年 月 日 提出		年 月 日 受理	
主たる届出事由 □新規 □支給要件の喪失 □転居 □その他 □契約関係の変更（更新を含む。） □家賃額の改定 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/>		契約書等証明書類 通添付	
所 属		所属名及び所属コード	
職氏名		氏名及び職員番号	
住宅の種別 借家 11 住宅の契約年月日 年 月 日 契約期間 年 月 日 から 年 月 日まで 住宅の契約面積 m ²		住宅への入居日 年 月 日	
住宅の所有者 統柄住所			
住宅の貸主 統柄住所			
住宅の名義上の借主 □本人 □扶養親族 氏名 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> ない		(氏名 統柄)	
賃料等 付下宿 13 家賃等 月額 円 (年 月 日から)		左記家賃等には □居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 □居住に関する支払額に食費等が含まれている。	
異動日付 (支給の始期、終期等)		年 月 日	
上記のとおり決定する。			
決裁			
（記入上の注意）			
1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一について印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他のこれに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差しえない。なお、この場合には該当するものに印を付するものとする。 3 「支給要件の喪失」及び「住宅の種別」の欄には、該当事項の数字を○で囲むものとする。 4 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。			

第1号様式（第5条関係）

所属長印		住居届（職員居住用）	
届け出事由 □新規 □住宅の所有関係の変更 □転居 □支給要件の喪失 □契約関係の変更（更新を含む。） □家賃額の改定 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/>			
左記事実の発生年月日 年 月 日 年 月 日 提出		年 月 日 受理	
主たる届出事由 □新規 □住宅の所有関係の変更 □転居 □支給要件の喪失 □契約関係の変更（更新を含む。） □家賃額の改定 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/>		契約書等証明書類 通添付	
所 属		所属名及び所属コード	
職氏名		氏名及び職員番号	
住宅の種別 借家 11 住宅の契約年月日 年 月 日 契約期間 年 月 日 から 年 月 日まで 住宅の契約面積 m ²		住宅への入居日 年 月 日	
住宅の所有者 統柄住所			
住宅の貸主 統柄住所			
住宅の名義上の借主 □本人 □扶養親族 氏名 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> ない		(氏名 統柄)	
賃料等 付下宿 13 家賃等 月額 円 (年 月 日から)		左記家賃等には □居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 □居住に関する支払額に食費等が含まれている。	
異動日付 (支給の始期、終期等)		年 月 日	
上記のとおり決定する。			
決裁			
（記入上の注意）			
1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一について印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他のこれに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差しえない。なお、この場合には該当するものに印を付するものとする。 3 「支給要件の喪失」及び「住宅の種別」の欄には、該当事項の数字を○で囲むものとする。 4 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。			
所有權のある住宅 □本人 □本人の扶養親族 □職員である配偶者 □職員である配偶者の扶養親族 □一親等の血族又は姻族（上欄に掲げる者と共有しているときに限り記入）		所有權の保存又は移転の登記年月日 (年 月 日)	
所有權を留保されている住宅 □本人 □本人の扶養親族 □職員である配偶者 □職員である配偶者の扶養親族 □一親等の血族又は姻族（上欄に掲げる者と共有していいるときに限り記入）		名義上の所有者 ()	
譲渡担保の目的となっている住宅 □本人 □本人の扶養親族 □職員である配偶者 □職員である配偶者の扶養親族 □一親等の血族又は姻族（上欄に掲げる者と共有していいたときに限り記入）		名義上の所有者 ()	
住宅の取得理由 □新築した □相続した □その他の取得理由 □購入した □贈与された ()			
同居者 □配偶者 □一親等の血族又は姻族 □その他		年 月 日	
住宅の新築又は購入がなされた日			
世帯主氏名（主たる生計維持者）			
異動日付 (支給の始期、終期等)		年 月 日	
上記のとおり決定する。			
決裁			

第2号様式（第5条関係）

所長印		住居届(配偶者等居住用)	
般 住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。			
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更(更新を含む。) <input type="checkbox"/> 家賃額の改定		支給要件の喪失 ⁰⁰ <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失	
		契約書等証明 年月日提出	
		左記事実の発生年月日 年月日	
		年月日提出	
		所属名及び所属コード	
		職氏名	
		氏名及び職員番号	
支給要件の喪失 ⁰⁰		支給要件の喪失 ⁰⁰	
住宅の種別 借家		住宅の所在地 年月日契約期間 年月日から年月日まで	
借家		住宅の契約面積 m ²	
借家		住宅の所有者 統柄住所	
借家		住宅の貸主 統柄住所	
借家		住宅の名義上の借主 日本人扶養親族(氏名)共同名義人がいる(氏名)ない(氏名)ない	
借家		月額円 (年月日から)	
借家		左記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に食費等が含まれている。	
借家		家賃又は家賃相当額	
借家		異動日付 (支給の始期、終期等)	
借家		上記のとおり決定する。	
借家		決裁	
(記入上の注意)			
1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一について印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、福利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まれないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には、該当するものに印を付するものとする。 3 「支給要件の喪失」及び「住宅の種別」の欄には、該当事項の数字を○で開むるものとする。 4 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。			

第2号様式（第5条関係）

所長印		住居届(配偶者等居住用)	
般 住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。			
主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更(更新を含む。) <input type="checkbox"/> 家賃額の改定		支給要件の喪失 ⁰⁰ <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失	
		契約書等証明 年月日提出	
		左記事実の発生年月日 年月日	
		年月日提出	
		所属名及び所属コード	
		職氏名	
		氏名及び職員番号	
支給要件の喪失 ⁰⁰		支給要件の喪失 ⁰⁰	
住宅の種別 借家		住宅の所在地 年月日契約期間 年月日から年月日まで	
借家		住宅の契約面積 m ²	
借家		住宅の所有者 統柄住所	
借家		住宅の貸主 統柄住所	
借家		住宅の名義上の借主 日本人扶養親族(氏名)共同名義人がいる(氏名)ない(氏名)ない	
借家		月額円 (年月日から)	
借家		左記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に食費等が含まれている。	
借家		家賃又は家賃相当額	
借家		異動日付 (支給の始期、終期等)	
借家		上記のとおり決定する。	
借家		決裁	
(記入上の注意)			
1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一について印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、福利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まれないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には、該当するものに印を付するものとする。 3 「支給要件の喪失」及び「住宅の種別」の欄には、該当事項の数字を○で開むるものとする。 4 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。			
住宅の所有権のある住宅の所有権を留保している住宅		異動日付 (支給の始期、終期等)	
所有権のある住宅		上記のとおり決定する。	
所有権のある住宅		決裁	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の住居手当に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。